

少年法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）	1
○ 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）	4
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	6

少年法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（警察官の送致等）

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。

イ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは

短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

二 （略）

2・3 （略）

（検察官の関与）

第二十二条の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

（削る）
（削る）

（警察官の送致等）

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二條の二第一項各号

に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。

イ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

二 （略）

2・3 （略）

（検察官の関与）

第二十二条の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは

2・3 (略)

(国選付添人)

第二十二條の三 (略)

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項に規定する罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項に規定する罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

3・4 (略)

(死刑と無期刑の緩和)

第五十一條 (略)

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであつても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上二十年以下において言い渡す。

(不定期刑)

第五十二條 少年に対して有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期の二分の一(長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。次項において同じ。)を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡す。この場合において、長期は十

短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

2・3 (略)

(国選付添人)

第二十二條の三 (略)

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

3・4 (略)

(死刑と無期刑の緩和)

第五十一條 (略)

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであつても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上十五年以下において言い渡す。

(不定期刑)

第五十二條 少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもつて処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

五年、短期は十年を超えることはできない。

2 | 前項の短期については、同項の規定にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一を下回らず、かつ、長期の二分の一を下回らない範囲内において、これを定めることができる。この場合においては、刑法第十四条第二項の規定を準用する。

3 (略)

(仮釈放)

第五十八条 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、次の期間を経過した後、仮釈放をすることができ
一 (略)

二 第五十一条第二項の規定により言い渡した有期の刑については、その刑期の三分の一

三 第五十二条第一項又は同条第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

2 (略)

(仮釈放期間の終了)

第五十九条 (略)

2 少年のとき第五十一条第二項又は第五十二条第一項若しくは同条第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一条第二項の刑期若しくは第五十二条第一項の長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとする。

2 | 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を越えることはできない。

3 (略)

(仮釈放)

第五十八条 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、次の期間を経過した後、仮釈放をすることができ
一 (略)

二 第五十一条第二項の規定により言い渡した有期の刑については三年

三 第五十二条第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

2 (略)

(仮釈放期間の終了)

第五十九条 (略)

2 少年のとき第五十一条第二項又は第五十二条第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一条第二項の刑期若しくは第五十二条第一項及び第二項の長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとする。

改正案	現行
<p>（共助刑の期間） 第十七条（略）</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの<u>全て</u>）の言渡しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「三十年」とあるのは「二十年」とする。</p> <p>（仮釈放の特則） 第二十二條 二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの<u>全て</u>）の言渡しを受けた受入受刑者については、次の期間（裁判国において当該外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）を経過した後、仮釈放をすることができる。</p> <p>一 無期の共助刑については七年</p> <p>二 有期の共助刑については、その刑期の三分の一（削る）</p> <p>（仮釈放期間の終了の特則） 第二十四條（略）</p> <p>2 第二十二條に規定する受入受刑者が有期の共助刑についての仮釈放後、その処分を取り消されずに仮釈放前に共助刑の執行を受けた期間（裁判国において受入移送</p>	<p>（共助刑の期間） 第十七条（略）</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの<u>すべて</u>）の言渡しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「三十年」とあるのは「十五年」とする。</p> <p>（仮釈放の特則） 第二十二條 二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらの<u>すべて</u>）の言渡しを受けた受入受刑者については、次の期間（裁判国において当該外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）を経過した後、仮釈放をすることができる。</p> <p>一 無期の共助刑については七年</p> <p>二 十年を超える有期の共助刑については三年</p> <p>三 五年を超え十年以下の有期の共助刑については一年八月</p> <p>四 五年以下の有期の共助刑については、その刑期の三分の一（削る）</p> <p>（仮釈放期間の終了の特則） 第二十四條（略）</p> <p>2 第二十二條に規定する受入受刑者が有期の共助刑についての仮釈放後、その処分を取り消されずに仮釈放前に共助刑の執行を受けた期間（裁判国において受入移送</p>

犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。)と同一の期間又は共助刑の刑期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、共助刑の執行を受け終わったものとする。

犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。)と同一の期間又は共助刑の刑期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、共助刑の執行を受け終わったものとする。ただし、共助刑の刑期が三年に満たないときは、この限りでない。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十二条第一項又は同条第一項及び第二項の規定により言い渡された刑（以下「不定期刑」という。）について、その執行を受け終わったものとする処分をすること。</p> <p>六 九 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十二条第一項及び第二項の規定により言い渡された刑（以下「不定期刑」という。）について、その執行を受け終わったものとする処分をすること。</p> <p>六 九 （略）</p>